

経済

2019年度
 経済支部定期
 大会が終了

2019年度経済支部 定期大会を開催

6月29日(土) 13時より、都庁職会議室において、2019年度経済支部定期大会が開催されました。

坂本代議員(財団分会)、関口代議員(計量分会)を議長に選出し、野地支部長と経済支部出身の関根都庁職委員長との挨拶のあと資格審査報告が行われ、大会代議員の2分の1以上の出席があり、大会が有効に成立していることが確認されました。

まず、報告について、斉藤書記長より18年度一般経過報告、櫻井会計より18年度会計決算報告、吉田会計監事より18年度会計監査報告がそれぞれ行われました。報告の部の質疑では、高瀬代議員(水試分会)より海技職給料表について、要求をあげているが一向に改善されないことについて質問が、山岸代議員(農事分会)より、普及全国交流集会についての御礼と参加した青年の意識の変化について、また、中高年部の昨年度の岡山・福島の復興支援ボランティア活動について発言が、床枝代議員(水試分会)より、会計上の書記の健康診断経費について質問が出されました。

執行部からは、以前に比べて給料表が縮小、簡素化されてきており、給料表を新設することは非常に厳しい。特勤手当は若干改善されたとはいえ、根本的な改善には至っていないが、都労連とともに主張・要求は上げ続けていく事が重要であると答弁がありました。中高年部のボランティア活動に対しては感謝を表すとともに、福島の原発被災については今年度被災地ツアーを考えていると答弁がありました。最後に、書記の健康診断費については2年に1回の受診なので昨年度は執行がなかったとの回答がありました。(裏面へ続く)



新執行部

大会で承認された執行部は左記のとおりです。

支部長

野地 喜徳 (農事)

副支部長

大嶋 英行 (計量)

会計

櫻井 修 (消経)

会計監事

篠原 昌子 (農林)

栗林 俊男 (計量)

吉田 滋実 (農事)

執行委員

斉藤 修二 (農林)

上原 大輔 (計量)

太田 優一 (産技研)

秋山 美郷 (産技研)

橋本 浩 (水試)

木下 沙也佳 (財団)

林 裕美 (農事)

(森林)

尾崎 広行 (現業部)

執行委員(上部団体役員)

関根 範明 (都庁職)

支部顧問

野村 智雄さん

伊藤 潤一さん

よろしくお願ひします。

次いで、議事の第1号議案「19年度運動方針(案)」が大嶋副支部長から提案されました。特に意見がなかったため、拍手で承認されました。続いて第2号議案「19年度一般会計及び各特別会計予算(案)」が櫻井会計から提案され、拍手で承認決定されました。

続いて、太田支部選挙運営委員長から選挙運営委員会報告が、執行部から19年度支部三役及び会計監事、執行委員の補充について提案があり、いずれも承認されました。

さらに、大会スローガン(案)が執行部から読み上げられ、拍手で採択されました。議長団退任の後、メーデープラカードの参加賞贈呈、退任役員の感謝状贈呈、新旧役員が紹介され、野地支部長の団結ガンバローで閉会しました。

〈野地支部長挨拶(抜粋)〉

日ごろ、支部運動にご協力いただきまして、この場を借りてお礼申し上げます。さて、昨年の確定闘争ですが、

結果として民間企業や国、他の多くの自治体が5年連続の賃金引上げとなった中、都において実質3年連続給料表改定見送り、例月給据え置きとなりました。今年こそ全国一高い首都圏で働く私たち都職員の生活改善につながる大幅賃上げを勝ち取る闘いを進めていかなければなりません。

この間、都は「ライフ・ワーク・バランス」の推進を目的に、組織の生産性向上を図る「都庁働き方改革」を進めています。しかしながら、産業労働局の超過勤務時間は増加傾向にあります。

また、働き方改革に関連法による改正労働基本法の施行にともしない超過勤務の命令の上限時間の設定が導入されました。安倍政権は、特定秘密保護法や戦争法、共謀罪などを成立させ、戦争する、戦争できる国づくりを進めています。世界に誇れる平和憲法をぜひ守り、平和と民主主義を守っていかねばなりません。

今、世間でブラック企業といわれる会社にはほとんど労働組合がありません。そういうところで

は声を出そうにも、訴える場所がありません。使用者側の意図によって賃金、労働条件がいくらでも変えられてしまいます。そうならないためにも、しっかりとした労働組合を確立していくことが重要です。

「One For All, All For One」という言葉のように、みんなで運動を作り上げていきましょう。

組織共済給付一覧を掲載します

請求モレはありませんか？

台風などによる自然災害も給付の対象となります。詳細は支部までお問合せ下さい。

組織共済給付一覧表

給付種目	共済事由の区分	2015年11月以降		
		共済金の額	申請に必要な書類等	
I. 死亡弔慰金	1. 本人の死亡	500,000円	40,000円 給付申請書 注：親は組合員と配偶者の両方、同居・別居を問わず。	
	2. 配偶者の死亡	200,000円	5,000円	
	3. 子の死亡	50,000円	5,000円	
	4. 親の死亡	10,000円	5,000円	
II. 住宅災害見舞金	1. 火災又は人為的行為による損害 ア. 全焼・全壊 イ. 半焼・半壊 ウ. 一部焼・一部損壊・消防冠水 ①建物の損害 損害額20万円以上 同10~20万円未満 同1~10万円未満 ②家財の損害 損害額1万円以上対象	400,000円 200,000円 100,000円 50,000円 10,000円	給付申請書+住宅災害損害申請書 写真(床上浸水/一部焼以下の場合は不要) 注：航空機墜落・車両飛び込み・爆発・破裂・漏水等人為的行為での損害は、この項目で給付する。ただし加入者とその同居の親族の場合故意は対象外。 注：消防又は避難での全壊・冠水等の損害も、この項目で給付する。	
	2. 地震・噴火・津波による損害 ア. 全焼・全壊 イ. 半焼・半壊 ウ. 一部損壊・焼	給付対象外 (理事会の決定により個別対応)		
	3. 自然災害による損害 (地震・噴火・津波以外) ア. 全壊・流失 イ. 半壊 ウ. 床上浸水 エ. 一部損壊・壊 (建物・家財)	120,000円 60,000円 50,000円 ※20,000円	給付申請書+住宅災害損害申請書 写真(床上浸水/一部損壊・焼の場合は不要) 注：落雷は自然災害扱い。落雷によるテレビ・同アンテナ・電気器具の損害は自然災害の家財の損害扱い。但し、落雷により建物に火災が発生した時は火災扱いとする。 ※自然災害は、洪水・台風・竜巻・集中豪雨・がけ崩れ・高潮・雹その他自然現象による損害をいう。 ※2015年11月から変更	
	4. 親族の死亡	20,000円	給付申請書 (親族とは生計を一にする2親等まで)	
	III. 重度障害見舞金	労働基準法重度障害の程度 1級~2級、3級の2~4に該当するもの (組合員本人のみ)	300,000円	給付申請書 医師の証明書又は障害者手帳 (労働基準法重度障害がわかるもの)
	IV. 結婚祝金	組合員本人の婚姻 (事実婚を含む)	10,000円	給付申請書
V. 傷病見舞金	病気・ケガによる7日以上入院または連続15日以上の休暇	10,000円	給付申請書 1事由につき1回の給付 万一死亡との併給可	

*事由発生から3年で請求権が消滅します。

※ 経済支部長期療養見舞金(連続30日以上病気等休職者) 10,000円 (支部独自)